

令和元年6月10日（月曜日）午前10時0分開会

○議長（東久保耕也君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。（松石聖一議員「議長、動議」と呼ぶ）
松石君。

○30番（松石聖一君） 今回の動議につきましては、私も賛成いたします。

先ほど、松下議員の発言に対して、議長から発言取り消しを命じられました。このことにつきまして少しわかりにくいことがあるので、説明を求める動議を提出したいと思います。

まず、1点ですけれども、それは、議長が発言の取り消しを命じますと言われた発言の部分はどこなのか、発言そのものが取り消しになるのか、このことについての説明を求めなければならないと思います。

また、松下議員の発言の中で、内容等については私も同意できる部分は余りないのですが、しかしながら、一部おっしゃっていることも理解できる部分があります。そこで、発言内容についてしっかりと精査するべきではないか、また、議長に議事整理権があることは十分承知しているわけですけれども、御本人にも弁明、あるいはまた説明の機会を与えるべきではないかと思えます。

これらのことについての発言の動議を求めたいと思いますが、ぜひ他の方の御協力、賛同もお願いしたいと思います。

○議長（東久保耕也君） 三橋議員。

○16番（三橋和史君） ただいまの松石議員の動議に私も賛成いたします。

私も松下議員の発言内容には賛同はできませんけれども、向井副市長につきましては、私も、ある意味、御尊敬申し上げますので、そういう意味で全く賛成はできませんけれども、唐突に議長が刑法を適用する発言があったんだということを言われましてもどの部分なのかもわかりませんし、その真偽を確かめてみないと取り消し処分が妥当かどうかもわかりません。まして、松下議員への弁明の機会の付与もなくそういった処分をされるというのは、私は適正手続の観点から認められないと思いますので、以上、賛成をいたします。

○議長（東久保耕也君） 今、いろいろと質問をいただきました。

先ほどの松下議員の討論の発言の一部について不穏当と判断いたしましたので、その発言の取り消しを命ずるものであります。また、会議録からもこの発言は削除するものであります。

後ほど議会運営委員会で説明をいたします。よろしく願いいたします。（発言する者あり）
議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後0時2分 再開

○議長（東久保耕也君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

○議長（東久保耕也君） 松下議員の発言を許します。

○6番（松下幸治君） 先ほどの私の討論の中で不適切発言があったということで、議長より指摘がございましたので、その箇所である———という言葉が訂正させていただきます。問題があったという形で内容を変更させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（東久保耕也君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後0時9分 再開

○議長（東久保耕也君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

○議長（東久保耕也君） 先ほどの発言については、議長で預からさせていただきます。

本日はこれで散会いたします。

午後0時9分 散会